

## 看護を感じるFUKU★BUSツアー2026業務委託仕様書

(本仕様書の目的)

第1条 この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が（以下「乙」という。）に委託する「看護を感じるFUKU★BUSツアー2026業務」（以下「業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、業務委託契約書（以下「契約書」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(業務の実施)

第2条 乙は、受託した業務について企画し、関係機関等と連携のもと、実施するものとする。

(業務の目的)

第3条 中高生及びその保護者、進路指導者を対象に、浜通り、中通り、会津地方の医療機関等を訪問し、看護が学べるバスツアーを実施し、看護に関する理解を深め、関心を高めることで、看護職への就業・県内定着促進を図ることを目的とする。

(業務内容)

第4条 乙は、前条に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と協議の上、事業を実施すること。

2 バスツアーについては、浜通り・中通り・会津の各地方において1回ずつ実施することとし、以下の内容を踏まえること。

(1) 共通

ア 申込受付等

(ア) 参加者募集のための広報を実施すること。

なお、紙媒体のチラシの作成は必須とする。

(イ) 事前申込制とし、受付用のWebページを設けること。

なお、申込の際に参加予定者の氏名（読み仮名含む）、年齢、性別、所属等（生徒・学生であれば学校名、進路指導者であれば所属、保護者であれば続柄）を確認すること。

イ 行程

(ア) 見学する医療機関等は、以下(2)から(4)の「エ 行程」に規定する医療機関及び看護師等学校養成所を含むこと。

(イ) ツアーの出発時間については、参加者の交通事情を考慮し、公共交通機関の始発便で間に合う時間とすること（午前8時30分頃を想定）。

(ウ) 福島県や地域の名物を含んだ食事をとれる施設を昼食場所とすること。

(エ) 各行程間（移動中）についても参加者に看護の魅力を伝える工夫をすること。

(2) 浜通り

ア 実施日

令和8年8月1日（土）

イ 募集人数

40人程度を目安に募集すること。

ウ バスの種類及び台数

中型バスまたは大型バス 2台

なお、参加者のバスの座席は正座席とし、補助席は使用しないこと。

エ 発着場所

郡山駅、会津若松駅、いわき駅

オ 行程

午前に公益財団法人ときわ会常磐病院、午後にはいわき市医療センター看護専門学校を訪問することを含んだ行程とすること。

(3) 中通り

ア 実施日

令和8年7月25日(土)

イ 募集人数

40人程度を目安に募集すること。

ウ バスの種類及び台数

中型バスまたは大型バス 2台

なお、参加者のバスの座席は正座席とし、補助席は使用しないこと。

エ 発着場所

いわき駅、会津若松駅、福島駅及び郡山駅

オ 行程

午前に福島赤十字病院、午後には公益社団法人福島明星厚生学院福島看護専門学校を訪問することを含んだ行程とすること。

(4) 会津地域

ア 実施日

令和8年7月18日(土)

イ 募集人数

40人程度を目安に募集すること。

ウ バスの種類及び台数

中型バスまたは大型バス 2台

なお、参加者のバスの座席は正座席とし、補助席は使用しないこと。

エ 発着場所

郡山駅、福島駅、会津若松駅

オ 行程

午前に一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院、午後には一般財団法人竹田健康財団竹田看護専門学校を訪問することを含んだ行程とすること。

3 乙は、本事業実施中の事故、傷病、災害等の発生時に適切に対応できる体制をとること。また、旅行保険への加入を必須とする。

4 乙は、参加者に対してアンケート等を実施し、結果を集計した上で甲へ報告すること。

(実施計画等)

第5条 乙は、実施計画書(別紙1)を業務委託契約締結後速やかに提出するものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、本業務を完了したときは、すみやかに完了報告書(別紙2)及び実績報告書(別紙3)を甲に提出するものとする。

(権利の帰属)

第7条 本事業の実施において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。また、本事業の実施にあたり制作した広報資料等の著作権はすべて甲に帰属するものとする。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を用いた場合、その写真・イラスト等についてはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第8条 本業務の実施において個人情報を取り扱うに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第9条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

#### (事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じる

とともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(別紙1)

実施計画書

令和 年 月 日

福島県知事

所在地  
受託者 氏名  
代表者の職・氏名

令和 年 月 日に契約した看護を感じるFUKU★BUSツアー2026業務について、下記のとおり計画しましたので、報告します。

記

1 業務従事者、実施体制等

2 実施計画（地方ごとに作成すること。別紙可。）

区分	内容
開催日	
行程	
開催内容	

(別紙2)

完 了 報 告 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

所在地  
受託者 名 称  
代表者の職 氏名

令和 年 月 日契約した看護を感じるFUKU★BUSツアー2026業務について、  
下記のとおり完了しましたので、看護を感じるFUKU★BUSツアー2026業務委託仕様書第6  
条の規定に基づき報告します。

記

- 1 業務開始年月日
- 2 業務完了年月日

(別紙3)

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

所在地  
受託者 名 称  
代表者の職 氏名

令和 年 月 日に契約した看護を感じる FUKU★BUS ツアー2026 業務について、下記のとおり実施しましたので、看護を感じる FUKU★BUS ツアー2026 業務委託仕様書第6条の規定に基づき報告します。

記

1 実施内容を確認できる書類